

# 倒れない 燃え広がらない

# まちづくり

区では、地震でも倒れない・燃え広がらないまちを目指し、建物の耐震化・不燃化を促進するためのさまざまな支援を行っています。対象・条件・助成内容等の詳細は、必ず事前にお問い合わせください。

## 区内全域の 支援制度

問合せ 指定があるもの以外は防災街づくり推進課管理係 ☎内線2826

### 木造住宅耐震化推進事業

#### ●耐震診断支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震診断に要する費用を助成します。

**限度額** 30万円(診断費の10/10) ※戸建住宅の場合

上記の耐震診断の結果、耐震補強工事等が必要となった場合、設計・工事費の一部を補助します。

- 耐震補強設計支援事業……………限度額15万円(設計費の2/3)
  - 耐震補強工事支援事業……………限度額100万円(工事費の2/3)
  - 耐震建替え工事支援事業……………限度額150万円(工事費の2/3)
  - 耐震シェルター設置工事支援事業……………限度額30万円(工事費の2/3)
  - 除却工事支援事業(令和元年度から開始)……………限度額150万円(工事費の2/3)
- ※非木造住宅・賃貸アパート等に対する支援制度の詳細は、お問い合わせください

### 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションを対象に、耐震アドバイザーを派遣し、無料で耐震化のアドバイスをを行います(1棟につき3回まで)。

### 細街路拡幅整備事業

細街路の拡幅整備にご協力いただいた場合、後退用地やすみきり用地にある障害物を除却し、整地した費用を助成します。

- 助成額**
- ▶後退用地の整地……………3万円(1㎡あたり)
  - ▶すみきり用地の整地……………6万円(1か所あたり)

**問合せ** 建築指導課細街路整備係 ☎内線2844



### 住宅資金の融資あっせん制度

問合せ 防災街づくり推進課管理係 ☎内線2825

老朽住宅を除却し、耐火建築物等の住宅へ建て替え等を行う方に、住宅取得に必要な資金の融資をあっせん(区の指定する金融機関)し、利子の一部(最大年利1.5%)を補給します。  
※老朽住宅を除却する前に相談が必要

### 空き家流通促進事業(空き家バンク)

市場に流通していない空き家を所有し、有効活用(貸したい、売りたい)を考えている方は、ご相談ください。区と協定を締結している団体が物件等を調査後、空き家バンクに登録された場合、物件情報を荒川区ホームページに掲載します。

**問合せ** 施設管理課管理・住宅係 ☎内線2823

### 老朽空家住宅除却助成事業

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空き家となっている住宅で、区の現場調査等により倒壊等の恐れがあると診断された場合に、除却費の一部を助成します。

### 防災ベッド設置支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅に防災ベッドを設置する費用を助成します。



**限度額**  
50万円  
(設置費の9/10)

### ブロック塀等撤去助成事業

道路等に面する危険なブロック塀等(高さが1.2m超)の撤去費の一部を助成します。

**限度額** 道路に面する長さ1m当たり1万6000円(工事費の2/3)

## 不燃化特区の 助成制度・整備

問合せ 指定があるもの以外は防災街づくり推進課 防災街づくり係 ☎内線2821

東京都木密地域不燃化10年プロジェクトの「不燃化特区」の指定を受けた地域(下地図参照)では、建築物を建て替える際や除却する際に助成金の支援制度があります。

**対象地域** 地図内 ① ②

### 老朽木造建築物の建て替え助成

主要構造部が木造で、建築後15年以上経過している建築物の除却費全額(上限あり)と、新たな建築物の設計費・工事監理費の一部を助成します。



### 優先整備路線沿道での建て替え助成

優先整備路線沿道で、道路拡幅に併せて建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。

**対象地域** 地図内 ①～⑫

### 共同建て替え助成

複数の地権者が、1つの敷地で共同住宅へ建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。

**対象地域** 地図内 ①～⑫

### 危険老朽建築物除却時・住み替えの助成

昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、区が危険と判定した建築物の除却費全額(上限あり)を助成します。また、自己所有の危険老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅(条件有)に転居する方に、礼金・仲介手数料、3か月分の家賃の一部を助成します。

**問合せ** 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線2827



### 指定する道路沿道での建築助成

補助90号線沿道30mの範囲に耐火建築物を建築する場合、工事費の一部を助成します。

**対象地域** 地図内 ③ ④

- 対象条件**
- 耐火建築物
  - 2階建て以上、高さ7m以上
  - 敷地面積30㎡以上、延べ床面積45㎡以上等



### 広場等の整備

防災性の向上と居住環境の改善を目的として、広場等の整備を行っています。

### 道路の拡幅整備

建物等の補償を行いながら用地を買い取り、優先整備路線の拡幅整備を行っています。

**対象地域** 地図内 ①～⑫

